

事業者応援給付金

対象者

次の全てに該当する中小企業等

- 市内に主たる事業所を有すること
(個人事業主…現住所が市内でも可)
- 継続して事業を行っていること
- 国の持続化給付金(★)を受給していること

持続化給付金(★) (経済産業省)

新型コロナウイルスの影響によりひと月の売上が
前年同月比で50%以上減少している事業者



前年の総売上 - ▲50%月の売上 × 12 を給付
(個人事業主 100万円、法人 200万円を上限)

※詳細は持続化給付金事業コールセンターへ
お問い合わせください。(TEL:0120-115-570)

給付額

一事業者につき 20万円 ※給付は一事業者につき 1回まで

プレミアム付商品券発行支援

内容

○団体等が発行するプレミアム付商品券に対して 30%を上限とした上乗せ分を補助する。

補助額 : 参加店舗数に応じて 250万円から 1,250万円

事務費 : 上限 100万円

○宿泊事業者が宿泊料の割引を実施する場合に割引相当額を支援

補助額 : 施設の定員に応じて 40万円から 150万円

○タクシー事業者が発行するプレミアム付タクシー券に対して 30%を上限とした上乗せ分を補助する。

補助額 : 事業者が保有する車両台数 1台あたり 10万円を限度

事務費 : 上限 10万円

店舗等改装促進事業補助金 (新型コロナウイルス対応型) (受付中 7/17 まで)

対象者

小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業で、申請時において店舗(床面積の合計が 1,000 平方メートル以下)で現に営んでいる事業者

※他に風営法による対象外、店舗の建築基準法、食品衛生法、消防法等への適合要件あり

対象事業

新型コロナウイルスの感染予防を目的に、店舗の衛生環境の整備、外気との換気の向上及び密集や接触の回避に資する工事

例) 客間の間仕切り、ついたての設置、換気扇等外気との換気を向上させる工事等

補助率等

補助対象経費の 10/10 (補助上限額 20万円) ※補助は一店舗につき 1回まで

事業継続支援緊急助成金（受付中 6/30 まで）

対象者

次の全てに該当する中小企業等

- 市内に主たる事業所を有すること（個人事業主…現住所が市内でも可）
- 継続して事業を行っていること
- 令和2年2月から5月までのいずれかの月の売上額が前年同月より20パーセント以上減少していること

※政治団体、宗教上の組織又は団体、風営法の「性風俗関連特殊営業」等は対象外

対象経費及び助成額

賃貸借契約に基づく借料の3か月相当額（土地、建物、動産（車両、リース契約を含む）等）ただし、次の金額を上限とする。※助成は一事業者につき1回まで

- (1) 常時使用する従業員（専従者を除く）が5人以下の場合 … **15万円**
- (2) 常時使用する従業員（専従者を除く）が5人を超える場合 … **30万円**

雇用調整助成金申請費補助（受付中 9/30 まで延長）

対象者

市内に主たる事業所を置き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業等で、雇用調整助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士等に委託したもの

対象経費

雇用調整助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士等に委託した場合の委託料（令和2年4月1日以後、最初の雇用調整助成金の支給について委託した委託料に限る）

補助額

委託料の2分の1（従業員20人以下の事業者は10/10）に相当する額（千円未満切り捨て）。ただし、10万円を上限 ※補助は一事業者につき1回まで

信用保証料の補給、利子補給等（受付中）

- 新潟県セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対策特別融資）を利用する市内中小企業等に対する信用保証料の全額補給と借入利子（1.0パーセント、2年分の利子相当額）を一括補助
- 市の制度融資資金を借り入れている中小企業の元金の返済猶予

詳細については、上越市ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp/> のトップページ「経済対策・生活支援に関するお知らせ」のバナーからご確認ください。または、直接お問い合わせください。

【問合せ先】 上越市産業政策課産業振興係（☎025-526-5111 内線1727、1270、1211）